

〈判例研究〉

## 成人の精神障害者による他害行為と 準監督義務者の責任

——最高裁平成 28 年 3 月 1 日判決以降に出された下級審判決の  
分析を中心に——

久須本 かおり

### 1. 問題の所在

成人の精神障害者のした他害行為について、最判平成 28 年 3 月 1 日民集 70 卷 3 号 681 頁（以下、「平成 28 年判決」という）は、民法 714 条の「法定の監督義務者」概念に関する判例・通説の従来の理解を大きく変更し、精神障害者の家族であるというだけの理由で、民法 714 条 1 項・2 項の法定の監督義務者・代理監督者あるいはこれと同視すべき者として賠償責任を負わせることを明確に否定しつつ、他方で、同条により定型的に賠償責任を負う者が不在となることへの対応として、法定の監督義務者に当たらない者であっても、「監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合」には、衡平の見地から法定の監督義務者に準すべき者（以下、「準監督義務者」という）として民法 714 条 1 項が類推適用され、その者に賠償責任を問うことができるという新たな解釈論を定立した。右解釈論は、事実上の監督者と評価される者（同居の家族、特に精神障害者と同居する親）について同条 2 項の類推適用により監督者責任を認めてきた従来の判例・学説と一見したところ変化はないように思われ

るが<sup>(1)</sup>、これに法定監督義務者の定型的理解の変容が組み合わされたことによって、これまで民法 714 条責任を負わなかった者も、一定の関係性にあることを理由に責任を負う可能性が生じることとなった。もっとも、右判決では、「監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情」の具体的内容は明確には提示されず、それを判断する際に考慮すべき要素が一般的な表現で列挙されるにとどまっており、各要素の関係性や結論に影響を及ぼす度合い等については何も明らかにされていない。したがって、ある者が「準監督義務者」に該当するかどうかは、これらの考慮要素を踏まえて事案ごとに判断されることにならざるをえないが、これではある者が準監督義務者に該当するかどうかは裁判をしてみなければわからないことになり、被害者保護の観点から問題であることは明らかである。そこで、「監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情」の具体的内容の精緻化が今後の判例・学説の展開に委ねられることになったのである。

そこで、本稿は、平成 28 年判決以降に出された、成人の精神障害者のした他害行為について監督義務違反の責任が問題となった下級審判決において、平成 28 年判決の示した考慮要素を踏まえて具体的にどのような判断が行われたのかを検証することを目的とする。平成 28 年判決が出されてからそれほど時間が経過していないこともあり、判決数はまだ少ないものの、中には平成 28 年判決の判断枠組みに従って詳細に事実認定を行った福岡高判令和 2 年 5 月 27 日 LEX/DB インターネット文献番号 25566128（以下、「令和 2 年 5 月判決」という）も含まれており、「準監督義務者」該当性の要件を具体化していくうえで検討に値するものと思われる。また、平成 28 年判決以降に出された下級審判決のなかでも、大阪地判令和 4 年 10 月 25 日裁判所ウェブサイト（以下、「令和 4 年判決」という）は特筆すべき内容となっている。この事案は、被害者側が、他害行為を行った成人の精神障害者に限定責任能力があるとして、精神障害者本人に対して民法 709 条の不法行為責任を追及するとともに、同居の母親に対しても、精神障害者による他害行為を防止すべき母親の注意義務の違反と

---

(1) 久須本かおり「認知症の人による不法行為についての家族の民法 714 条責任」愛知大学法学部法経論集 208 号（2016 年）211 頁。

被害者に発生した損害との間に相当因果関係があるとして、民法 709 条の不法行為責任を追及したものである。右判決は、加害者本人が責任能力のある成人であることから、民法 714 条 1 項の類推適用に基づく母親の準監督義務者としての責任は問題としていないが、そのような場合でもなお母親に監督義務があるといえるかどうかを判断するにあたって、平成 28 年判決が示した「準監督義務者」該当性の判断枠組みを援用するという注目すべき解釈論を展開している。この令和 4 年判決のとした解釈論の意義と、それが翻って民法 714 条の解釈論にもたらす影響を検証することも本稿の目的である。

以下では、令和 4 年判決が、平成 28 年判決以降に出された下級審判決の中で最も新しいものであることから、判決年月日の古いものから順に各下級審判決の判断内容について分析を行ったうえで、そこでの検証結果も踏まえながら令和 4 年判決の意義を分析するという形で検討を進めたい。

なお、平成 28 年判決の示した解釈論自体に対する評価については、すでに別稿で詳細に論じているところであり<sup>(2)</sup>、本稿では繰り返さない。本稿は、あくまで平成 28 年判決の判断枠組みを前提としつつ、これがそれ以降に出された判決の中でどのように用いられているのかを検証するものである。

---

(2) 久須本・前掲注(1)・189 頁以下。また、平成 28 年判決の評釈については、久須本かおり「認知症の人による不法行為に関する救済制度と民法の責任能力制度」愛知大学法学部法経論集第 221・222 合併号(202 年) 130 頁の注(6)に示したもののほか、山地修「判解」法曹時報 69 卷 6 号(2017 年) 153 頁以下、瀬川信久・判批・民商法雑誌 153 卷 4 号(2017 年) 84 頁以下、前田陽一・判批・論究ジュリスト 20 号(2017 年) 79 頁以下、田上富信・判批・愛知学院大学論集法学研究 58 卷 1・2 号(2017 年) 399 頁以下、前田太郎「精神障害者の加害行為における不法行為法上の帰責の問題 - JR 東海事件最高裁判決の検討を通じて -」愛知学院大学論集法学研究 58 卷 1・2 号(2017 年) 303 頁、鶴ヶ野翔麻・判批・法学協会雑誌 135 卷 12 号(2018 年) 214 頁以下、大澤逸平・判批・判例時報 2486 号(2019 年) 157 頁以下、など。

## 2. 平成 28 年判決の示した「準監督義務者」該当性の判断枠組み

初めに、平成 28 年判決が示した準監督義務者性の判断枠組みと、それに基づいて行われた事実認定の内容を、簡単に確認しておこう。

平成 28 年判決の事案は、同居の妻 Y1 が目を離した隙に、重度の認知症である 91 歳の夫 A が外出し、線路に立ち入ったため列車にひかれて死亡したところ、この事故により振替輸送や人件費等の損害を被ったと主張する JR 東海が、Y1 ならびに A の長男 Y2 に対して損害賠償を請求したというものである。

平成 28 年判決は、Y1 と Y2 をともに民法 714 条 1 項の法定の監督義務者に該当しないとしつつも、「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法 714 条に基づく損害賠償責任を問うことができる」とするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条 1 項が類推適用されると解すべきである」とする。その上で、「ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、**①**その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、**②**精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、**③**精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、**④**これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。」としている。なお、**①**～**④**は、以下の判例分析の便宜のため筆者が付したものである。また、以下に紹介する判例において、上記規範が引用されて

いる場合も、同様の符号を付している。

そして、平成 28 年判決では、㉑～㉒の要素に該当するものとして、次の事実が適示されている。㉑について、A が認知症に罹患しており、見当識障害や記憶障害の症状を有し、要介護 4 の認定を受けた者であること、本件事故に至るまで A が一人で外出して行方不明になったのは過去 2 回だけであり、いずれも数時間で発見されていることが認定されている。その上で、Y1 に関しては、㉒の要素として、A と長年同居していた妻であること、A の介護にあっていた者であることが認定されているものの、㉑の要素として、事故当時、Y1 は 85 歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護 1 の認定を受けていたことや、A の介護も Y2 の妻 B の補助を受けて行っているという状態であったことから、Y1 が A の第三者に対する加害行為を防止するために A を監督することが現実的に可能な状況にあったとはいえず、監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえないと判断されている。他方で、Y2 に関しては、㉒や㉑の要素として、A の長男であること、A の財産を管理し、A の介護体制の話し合いに参加していたことなど、A との一定の関係性を認定しつつも、Y2 自身は本件事故まで 20 年以上も A と同居しておらず、事故直前の時期においても 1 か月に 3 回程度週末に A 宅を訪れていたにすぎないことから、A の第三者に対する加害行為を防止するために A を監督することが可能な状況にあったとはいえず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえないと判断している。

### 3. 平成 28 年判決以降の判例の分析

- (1) 京都地判平成 30 年 9 月 14 日判時 2417 号 65 頁（以下、「平成 30 年判決」という）<sup>(3)</sup>

本件における加害者 H (30 歳) は、精神障害による責任無能力者ではないが、脳挫傷が原因で外傷性てんかんに罹患し、医師から抗てんかん薬の処方を受け、

---

(3) 本判決の評釈として、宮下修一・民事判例 20 号 (2020 年) 74 頁。

運転しないように指示されていたにもかかわらず、雇用先の業務の執行として自動車を運転中に、てんかんの発作で意識を消失し、歩行者を次々はねて死傷させたものである。本件では、Hと同居し、病状を逐一把握し、服薬を管理している母親Lに対して、Hに運転をさせると他人の生命身体等に損害を与える危険があることを認識していたにもかかわらず、勤務先にこれを告げてHによる運転を制止すべき義務があったのにこれを怠ったとして、民法709条の不法行為責任が追及されているほか、Hが責任無能力者として責任を負わない場合でも、Lは、Hの勤務先にてんかん症状を連絡することで容易にHの自動車運転を制止できる立場にあったことから、準監督義務者にあたるとして民法714条1項の類推適用による責任が追及されたものである。

判決では、Lの民法709条責任に関して、Hが自ら勤務先にてんかん発作のことを伝えた結果、自動車の運転をする業務から外れたものとLが誤認していたことを認定した上で、これを前提とした場合、会社勤めできる程度の判断力を有する30歳のHを差し置いて、Lについて雇用先に対してHに自動車の運転をさせると危険であることを直接通報しなければならない法的義務があるとはまではいえないとして、Lの責任を否定した。他方で、民法714条責任に関しては、Hは、事故当時、自動車を運転している最中に、てんかんの発作により意識障害が生じる可能性があり、そうなった場合には他人の生命身体等に損害を与える危険があることを認識している以上、自動車を運転してはならない義務があったにもかかわらず、同義務に違反して自動車を運転したこと自体に過失があると評価した上で、事故発生時にはてんかん発作により意識を喪失していたものの、運転開始時には責任無能力者とはいえなかったとして、民法714条1項の類推適用の基礎を欠くとした。

結局、本判決では、民法714条の適用自体が否定されたため、準監督義務者性の判断に入ることすらなかったが、原告の請求は、責任能力はあるものの、その能力に不安のある加害者と同居する親に対して、加害行為の防止に向けた一定の行為をしなかったことを理由に民法709条責任を追及するという法律構成をとっている点で、令和4年判決に類似する。この構成は、責任能力のある未成年者が加害者となった場合に、「監督義務者の義務違反と当該未成年者の

不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは、監督義務者につき民法 709 条に基づく不法行為が成立するものと解するのが相当」とする最判昭和 49 年 3 月 22 日民集第 28 卷 2 号 368 頁に依拠するものと思われるが、そもそもこの法律構成を加害者が成人の場合にも用いることは妥当か。本判決では、H が外傷性てんかんを罹患しているものの、それ以外の点では日常生活に支障がなく普通に仕事もしていることから、H の責任を肯定した上でさらに L の責任を問題にする必要がなかった事案であったためか、直接の加害者が成人の場合にこの構成をとることの是非について特に言及されていない。しかしながら、令和 4 年判決は、加害者本人が総合失調症により自立した生活を送ることができていなかった事案であったため、昭和 49 年判決を明示的に引用した上でこの構成に立って最終的に母親の責任を肯定している。この問題点については令和 4 年判決の検討の際に改めて取り上げる。

なお、H が起こした交通事故では、7 名が死亡、12 名が負傷するという大惨事となっており、もっぱら経済的損失の填補が問題となった平成 28 年判決以上に、被害者救済の考慮がより強く働く事案であった。そういう意味では L に一定の責任を負わせることも考えられるところ、H の民法 709 条責任が認められるにとどまっている。もっとも、H は本件事故で死亡しており、L も H に続いて死亡し、H の父と姉が相続人となったが、いずれも相続放棄をしている。

## (2) 福岡高判令和 2 年 5 月 27 日

この判決は、大分地判令和元年 8 月 22 日判時 2443 号 78 頁<sup>(4)</sup>の控訴審判決であり、原審と控訴審の間には次に紹介する別の判例が存在するものの、原審の判断が控訴審でもそのまま維持されていることから、この判決を先に取り上げる。また、この判決は、平成 28 年判決の示した準監督義務者の判断基準に即してかなり丁寧に個別具体的判断を行っているという点で、また、経済的損

---

(4) 原審の評釈として、前田太郎・新判例解説 Watch 民法（財産法）No.179（2019）、竹村壮太郎・小樽商科大学商學討究第 72 卷第 1 号（2021 年）83 頁、がある。

害の賠償が問題となった平成 28 年判決と異なり、生命侵害による損害の賠償が問題となった事案であるという点で、今後の判決に大いに参考になるものと思われることから、以下では事実関係と判旨を詳細に紹介することとした。

## ア、事案

### (ア) 事案の概要

本件は、Y1（当時 79 歳）および Y2（当時 74 歳）の子であり、当時責任能力のなかった A（当時 42 歳）が、平成 26 年 11 月 1 日、その住居であるマンション（以下、「本件マンション」という）の非常階段で本件マンションの管理人をしていた B（当時 62 歳）を突き飛ばして（以下、「本件突き飛ばし行為」という）転落死させた事件に関して、B の子 X が、Y1Y2 に A の法定の監督義務者又はそれに準ずる者として負う監督義務の違反があったと主張し、民法 714 条 1 項による損害賠償請求または同項の類推適用による損害賠償請求をした事案である。

Y1Y2、A は平成 7 年 12 月ごろから本件マンションに居住していた。B は平成 24 年 10 月 1 日以降、本件マンションの管理人として働いていた。

A は、総合失調症、精神発達遅滞（中等）の精神疾患があり、本件突き飛ばし行為当時、責任能力を有していなかった。A は、平成 3 年以来、精神科・神経科への医療保護入院等の入退院を繰り返しており、本件突き飛ばし行為直近の入院は、平成 26 年 7 月 8 日から同年 9 月 11 日までの医療保護入院であった。

また、Y1 は、平成 6 年 8 月 1 日、精神保健法 20 条（平成 25 年法律第 47 号による改正前のもの）所定の保護者に選任されていた。

### (イ) A の生活歴

#### a 幼稚園入園から養護学校高等部退学まで

A は、幼稚園に通っていた頃に、知的障害があることを指摘され、小学校に通っていた頃に、精神発達遅滞の様相を呈するようになった。その後、鶴崎養護学校中等部に編入し、昭和 63 年 4 月には宇佐養護学校高等部に入学し、



寮である糸口学園に入寮した。Aは、同高等部や同学園から無断で出ていき行方不明になることが頻繁にあったため、面倒を見きれないとの理由で同高等部から退学処分を受けた。

看護師であったY2は、平成2年頃、退職してAの世話を専念することにした。Aの財産の管理はY1Y2が全て行っていた。

b 授産所への通所等

Aは、宇佐養護学校高等部から退学処分を受けた後、明野授産所に通所したが、他の訓練生とけんかをし、その訓練生にけがを負わせたことから、同所を退所することとなった。

Aは、平成3年4月に養護学校の作業所であるホルト園に入園することとなったが、他の通園生に対して椅子を投げつけてけがを負わせるなどしたため、入園後約10日で退園することとなった。

c タキオ保養院への入退院の繰返し

Aは、ホルト園退園後、平成3年から平成26年まで、合計14回タキオ保養院への入退院を繰り返した。これらの入院の契機は、多くが、Aが本件住居で暴れたり、Y1Y2に対して暴力を振るったり、Y1Y2の制止にかかわらず夜間に外出しようとしたりするため、Y1Y2がタキオ保養院や警察の援助を求めたというものであった。Y1Y2に対する暴力は頻繁であり、その中には、Y2と散歩中に、Aの聴いていたラジオを取り上げたY2を突き飛ばして骨折させる（平成21年11月）、イライラが募りY1を突き飛ばして骨折させる（平成24年11月）、Aの要望に応じなかったY1の両眼を両手で押さえつける（平成25年10月）など、大けがを負わせる行動もあった。

Aは、タキオ保養院への入院中、大声を出す、ドアをたたくなどの問題行動があった。他の患者の部屋に入るなどのトラブルを起こすこともあった。ただし、入院後は次第に症状が落ち着くことが多かった。平成19年7月からの7回目の入院以降は、いずれも隔離措置がとられ、その理由としては、「他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する状態」、「他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない状態」、「急性精神

運動興奮等のため、不穏、多動、爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な状態」のいずれかが挙げられていた。

平成 24 年 12 月の退院（11 回目）に際して、医師が施設（小松寮）への入所を考えてはどうかと提案したところ、Y2 は、自分たちで A の面倒を見て、自分たちに何かあったら北海道にいる親族にお願いする旨述べ、A は、退院後本件住居へ帰った。上記医師は、退院後もイライラの出現により両親に対して突発的な行動に至る可能性があるかと判断していた。Y2 が施設への入所を断ったのは、病院から聞いた施設の評判が良くなかったことや施設では A の肝臓病（A は C 型肝炎に患っていた）への対応が難しくなると考えたことが理由であった。

平成 26 年 7 月の入院（14 回目）の契機は、同年 6 月下旬から A の調子が悪くなり、不眠、妄想が続き、本件住居で暴れたり、Y1Y2 に対して暴力を振るったりしたというものであった。入院中は、日によって不穏な行動が見られる時と見られない時があり、Y1Y2 の希望もあって退院に至った。退院時要約には、家庭に帰り症状が再燃する可能性があることが指摘されている。

#### （ウ）その他の A の問題行動及び Y1Y2 による対応

A は、本件マンションにおいて、深夜に大声を出す、部屋の壁をたたく、上半身裸で本件マンションの周りを歩く、非常ベルを鳴らす、共用の廊下を走るなどの迷惑行為を行うことが度々あり、平成 21 年頃から、管理組合や管理会社に A の行動に対する苦情が寄せられるようになり、管理組合が Y1Y2 に改善を申入れたこともあった。

Y1Y2 は、本件突き飛ばし行為の数年前から、上記苦情を受けて、迷惑行為を防ぐため、本件住居の玄関の扉の内側に、A がドアチェーンを解除できないように南京錠を設置し、南京錠の鍵を A に知られない場所に隠して、A が 1 人で外出できないようにしていた。

もともと、A は、精神的に安定している時期と不安定な時期があり、Y2 は、普段は、朝から昼にかけて A と 2 人で散歩に出かけることが多かったが、A の機嫌が良い時には、A が 1 人で 10 分ないし 20 分程度本件マンションの周

りを回って散歩するのを許すこともあった。

(エ) 本件突き飛ばし行為

Bが本件マンションの管理人となってしばらくの間は、BとAは世間話をするなど良好な関係にあったが、Bは、本件マンションの管理人となって約半年経った頃から、Aをほうきで追い払うような行動をとるなどAを馬鹿にするような態度を示すようになり、Aはそのことについて「ほうきでシッシツと言われたから腹が立った。」「僕は犬や猫じゃない。」などとY2に不満を漏らしていた。Bより前の管理人とAとの間の関係は悪いものではなかった。

本件突き飛ばし行為があった平成26年10月31日の午後4時頃、Aは、本件住居にいたY2に、外の空気を吸いに1人で散歩に出かけてくると言った。Y2は、自分は夕食の準備をしなければならなかったことから、Aの機嫌が良いと感じていたこともあり、近くを回ったらすぐ帰るように言ってAを1人で送り出した。なお、Y1は、午前中に外出しており不在であったが、外出する時点では、Aの機嫌は良いと認識していた。

Aが出かけてからしばらくした頃、Bが本件住居を訪れ、Y2に対し、雨が降っている中Aが傘も差さずに外を歩いている旨告げたため、Y2は、Bとともに、本件マンションの3階西側出入口から外に出たところ、本件マンションの南西側にある坂道を下って帰ってくるAを発見した。Y2は、Aが機嫌良く歩いてきていると感じた。その当時、雨は降っていたものの、傘が必要なほどではなかった。

Bは、Aを発見すると、早く帰れなどと言いながらAの方に向かおうとした。Y2は、Bに、Aを追いかけないでほしい旨言い、自らはAの帰宅を待つこととして本件住居に戻った。

その後、Bは、Aより先に本件住居の前に赴いていたところ、本件マンションに到着したAが2階廊下を走ってBの方に向かい、Bにつかみかかって非常階段のところまで押して行き、間もなく本件突き飛ばし行為を行った。

Aは、本件突き飛ばし行為を行った後、本件住居に戻り、Y2に対し、「管理人さんを押した、管理人さんが倒れた。」などと告げた。

(オ) 本件突き飛ばし行為後

A は、本件突き飛ばし行為の翌日である平成 26 年 11 月 1 日、衛藤病院への入院措置を受けた。

A には、入院後、B を突き飛ばしたことに伴う衝動性、興奮等の症状が見られた。A に対しては、「他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する状態」及び「他の患者に対する暴行行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない状態」にあることを理由に隔離措置がとられた。また、担当医師は、A について、明白な誘因不明の突発的暴力行為に注意を要する旨認識していた。

## イ、判旨

(ア) 民法 714 条 1 項に基づく責任の有無について

a 前提事実のとおり、Y1 は、A の保護者に選任されていたが、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、平成 11 年法律第 65 号による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により廃止された上、保護者制度そのものも平成 25 年法律第 47 号により廃止されたから、かつて保護者に選任されたことをもって、Y1 が A の法定の監督義務者に当たるということはできない。

また、前提事実のとおり、Y1Y2 は、A と共同生活を営んでいた両親であるが、親権者ではなく、共同生活を営んでいた両親であることから直ちに X が主張するような見守る法的義務が発生するとはいえない。

X は、上記見守る法的義務の存在を前提とした上で、Y1Y2 が、A の行動について責任を負うという意思を対外的に明示していたとも主張するところ、前記認定のとおり、Y2 が、施設への入所を勧める医師の提案を拒否し、A が本件住居に帰ることを希望したことは認められるものの、これによって Y1Y2 が民法 714 条 1 項に規定する監督義務者に当たると解することはできない。

よって、Y1Y2 は、同項に基づく責任を負わない。

b X は、A の両親であった (Y1 については保護者でもあった) Y1Y2 が法

定の監督義務者に当たらないとすると、成人に達した責任無能力者については法定の監督義務者が一切存在しないということになり、これでは、未成年者による不法行為について親権者が責任を負うことと比べて余りに不均衡であるし、被害者の保護及び損害の衡平な分担を図る不法行為法の趣旨が没却される旨主張する。

しかし、未成年者については、親権者等の包括的な監護権を有する者がいることが当然の前提である（民法 820 条以下）のに対し、成年に達した者は、もはや独立の法主体であることからすれば、その両者において法定の監督義務者の有無に違いが生じることが不合理とはいえないし、後記の民法 714 条 1 項類推適用の可能性も踏まえると、X の上記主張を採用することはできない。

（イ）民法 714 条 1 項の類推適用に基づく責任の有無について

a 法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法 714 条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準すべき者として、同条 1 項が類推適用されると解すべきである（最高裁昭和 56 年（オ）第 1154 号同 58 年 2 月 24 日第一小法廷判決・裁判集民事 138 号 217 頁参照）。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準すべき者に当たるか否かは、①その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、②精神障害者との親族関係の有無及びその濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、③精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無及びその内容、④これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を

問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである（最高裁平成26年（受）第1434号、第1435号同28年3月1日第三小法廷判決・民集第70巻3号681頁参照）。

b 本件では、上記⑤精神障害者との親族関係の有無及びその濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情に関しては、Y1Y2はAの両親であり、平成7年12月頃から本件マンションにおいてAと同居してその日常の世話をしていたものであるから、日常的な接触の程度は濃厚といえる。また、Aは、財産管理を自らすることはなく、専らY1Y2がAの財産を管理していたものである。

しかしながら、前記④その者自身の生活状況や心身の状況に関しては、本件突き飛ばし行為の当時、Aは42歳であるのに対し、Y1は79歳、Y2は74歳と高齢であって、両者には明らかな体力差があり、Aは、Y1Y2に対して度重なる暴力行為に及んでいて、Y1Y2による監督にも限界があった。そして、前記③精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容に関しては、Aは、深夜に大声を出す、部屋の壁をたたき、非常ベルを鳴らす、上半身裸で出歩くなどの奇行が数多くあり、AのY1Y2に対する暴行は頻繁にあって中には大けがをさせるものもあったものの、Aの暴力行為は専らY1Y2に対して向けられていたものであって、Y1Y2以外の第三者に対する暴力行為は、平成3年4月頃に（当時18歳）ホルト園で他者にけがを負わせた後は、具体的には認めることができない。Aは、タキオ保養院において、他の患者とトラブルを起こしたことがあったし、平成20年7月の入院以降は隔離措置を取られていて、その理由として「他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物損壊行為」が挙げられているが、これらによってもAが他の患者に対して暴力行為を行ったとまで認めるに足りるものではない。

そして、Aは、本件突き飛ばし行為より前に、Bに対して不満を抱いていたものと認められるものの、Bに対して何らかの暴力行為を行ったとは認められない。本件突き飛ばし行為の際も、Aは傘を差さずに散歩していたが、傘が必要なほどの雨ではなかったのであるから、Aが特に不安定な精神状態であっ

たと認めることはできない。当時、Aにおいて、第三者に対して暴力行為を行う具体的な危険性があったとはいえない。

Xは、Y1Y2に対する暴力行為とY1Y2以外の第三者に対する暴力行為とで区別する理由はなく、Aは十分に暴力的であった旨主張するが、Y1Y2はAの両親であり密接な人的関係を有して甘えられる存在であったことがうかがわれることなどを考慮すれば、Y1Y2に対する暴力行為とY1Y2以外の第三者に対する暴力行為とを同視することは相当でない。

前記④精神障害者の心身の状況等に対応して行われている監護や介護の実態に関しては、Y1Y2は、Aと同居し、その日常の世話などの監護を行っていて、Aが散歩する際にもY2が原則として付き添うこととしていたものである。

タキオ保養院の医師は、平成24年12月にAが退院するに際し、施設への入所を勧めているが、これは、…Aのタキオ保養院への入退院の状況に鑑みると、上記医師がY1Y2の心身の安全や健康に配慮して行ったものであってAの第三者への暴力行為の危険性に基づくものではないと推認されることからすれば、Y1Y2が上記入所の勧めを拒否したことをもって、Y1Y2が第三者に対する暴力行為の防止に向けてAの監督義務を引き受けたとはいえない。本件突き飛ばし行為の直近の入院時に、Y1Y2の希望を受けて退院に至ったことについても同様に解すべきである。また、Y1Y2が本件住居の玄関に南京錠をかけていたことについても、専ら上半身裸で出歩くなどの迷惑行為を予防するためのものであって、これを法定の監督義務者に準ずべき者に当たるかどうかの判断に当たって重視することは相当でない。

以上の諸般の事情を総合考慮すると、Y1Y2において、第三者に対する加害行為の防止に向けてAの監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情があったとはいえない。Y1Y2は、法定の監督義務者に準ずべき者に当たるものではなく、民法714条1項が類推適用されると解することはできない。

#### ウ、分析

まず、本判決では、平成28年判決で確認されたとおり、Y1が保護者に選任

されていたことをもって、あるいは Y1Y2 が A の両親であり、A と共同生活を営んでいたことをもって、直ちに Y1Y2 が民法 714 条 1 項の法定の監督義務者に当たると解することはできないとしている。この点について、X から、Y1Y2 が法定の監督義務者に当たらないとすると、成人に達した責任無能力者には法定の監督義務者が一切存在しないことになり、これでは未成年者による不法行為について親権者が責任を負うことと比べてあまりに不均衡であり、被害者の保護及び損害の衡平な分担を図る不法行為法の趣旨が没却されると主張されているが、未成年者については、親権者等の包括的な監護権を有する者がいることが当然の前提であるのに対し、成年に達した者は、もはや独立の法主体であることからすれば、両者において法定の監督義務者の有無に違いが生じることが不合理とはいえないとして、これを否定しており、民法 714 条の法定の監督義務者の理解が同じ責任無能力者でも未成年者と成人とでは異なってしまうべきという認識が明確に示されている。ちなみに、平成 28 年判決では、民法 714 条の法定監督義務者が不在となることの是非について判旨では何も述べられておらず、大谷裁判官、木内裁判官の意見の中で言及されているにとどまる。

続いて、Y1Y2 が準監督義務者に当たるか否かに関して、平成 28 年判決が示した 4 つの考慮要素に即して順に検討されている。

まず、平成 28 年判決の⑥の要素について、Y1Y2 は A の両親であること、A と同居しており日常の世話をしていることから、日常的な接触の程度は濃厚であること、もっぱら Y1Y2 が A の財産管理を行っていたことを認定しており、⑥の要素はかなり強く満たしているものと評価している。

もっとも、④の要素について、突き飛ばし行為当時の A の年齢は 42 歳であるのに対して、Y1 は 79 歳、Y2 は 74 歳と高齢であり、両者には明らかな体力差があること、A から Y1Y2 に対して度重なる暴力行為があり、Y1Y2 の監督にも限界があったとして、⑥に示されるような A との強い関係性にもかかわらず、Y1Y2 による A の監督可能性を一定程度減じる評価をしている。

他方で、③について、本件突き飛ばし行為以前も A の奇行が数多くみられ、Y1Y2 に対する暴行は頻繁で中には大けがを負わせるものもあったものの、A



の暴行行為がY1Y2以外の第三者に向けられたことは、18歳のころに施設にて他者にけがを負わせた後は存在していなかったことや、AはBに対して不満を抱いていたことは認められるものの、本件突き飛ばし行為以前においてAがBに対して何らかの暴行行為を行った事実もないこと、さらに、本件突き飛ばし行為の際に、Aが傘を差さずに散歩をしていたことも、Aが特に不安定な精神状態であったとはいえないことなどから、当時、Aが第三者に対して暴力行為を行う具体的な危険性や切迫性があったとはいえないとしている。この点に関して、両親に対する暴力行為と両親以外の第三者に対する暴力行為を区別する理由はなく、Aが十分に暴力的であったとするXの主張に対しては、Y1Y2が両親として密接な人的関係を有していて甘えられる存在であったことを考慮すると、区別には理由があるとしてこれを退けている<sup>(5)</sup>。ここで重視されているのは、加害者たる精神障害者の従前の行為態様から、第三者に対する加害行為の危険性がうかがわれるかどうかであり、本件では抽象的危険では足りず、切迫した具体的危険であることが求められている。この危険

---

(5) この点について、竹村・前掲注(4)・102頁は、他者に対する暴力と家族に対する暴力とで質的な差を見出せるかは疑問であり、他者に対する危険のみを取り上げると、他者とかかわる機会が少なければ、どれだけ家庭内に暴力があってもその危険は存在しないものとみなされることになり、責任無能力者に迫っている危険の存在自体を見誤らせることになると指摘する。確かにそういう場合もあるかもしれないが、本件の加害者Aは他者と接点を持って生活しているのに、両親への暴行は頻繁であるのに対して他者への加害は現に見られていない状況が長く続いていたのであるから、少なくとも本件のAについてみる限り、両親と他者とは関わり方が異なることがうかがわれ、本判決の判断自体に問題はないものと思われる。さらに、竹村は、Aが出生から一貫してY1Y2に生活上依存した関係にあったことから、Y1Y2は当初から危険の管理を期待されやすい地位にあったといえ、事案の性質上、あえて危険を引き受けたかを格別に問題とする必要はなかったのではないかと指摘している。これについては、後述するように、危険の管理を期待されやすい地位にあったことと、当該状況において実際に危険の管理が期待できたかは別のレベルの問題であり、危険の管理を期待されやすい地位にあったからといって、当該状況下で発生した具体的危険を引き受けるべき地位にあったということにはならないのであるから、危険を引き受けたかどうかを精査する必要はあるものと考えられる。

性の度合いや種類（生命身体に損害を及ぼすものか、経済的損失を生じさせるものか）は、④の要素で検討されるべき具体的回避義務の内容に影響を与えるものと思われる。

最後に④については、Y1Y2がAと同居して日常的に世話をしていること、とりわけ平成2年からは看護師であったY2が退職してAの世話に専念していることや、Aの散歩にY2が付き添うことにしていたという日常的な監護や介護の実態だけではなく、Y1Y2が、医師から施設入所を勧められたにもかかわらずこれを断っていたという事実や、自ら在宅治療を希望してAを退院させていたという事実に着目し、Y1Y2が「単なる事実上の監督を越えて」「その監督義務を引き受けた」といえるかどうかという観点から、さらに突っ込んだ検討が行われている。この「在宅治療の選択」による「専門家の排除」という要素は、これまでの判例には見られなかったものであるが、実質的には、現に行われている監護・介護体制の妥当性や、それを踏まえた結果回避可能性判断に影響を及ぼすものであることから、④の要素の具体化と評価できるものであり、以下で紹介する令和4年判決においても結論を左右するきわめて重要な考慮要素となっている。具体的には、平成24年12月に、タキオ保護院の医師がAの退院に際して施設への入所を勧めたところ、Y1Y2はこの勧めを拒否したことについて、本判決は、医師の勧めはもっぱらY1Y2らの心身の安全や健康に配慮して行ったものであって、Aの第三者への加害行為の危険性に基づくものではないと推認されることから、Y1Y2らがこの勧めを拒否したことをもって、同人らが第三者に対する加害行為の防止に向けてAの監督義務を引き受けたとはいえないと評価している。そして、このことは、本件突き飛ばし行為の直近の入院時にY1Y2らの希望を受けてAが退院に至ったことにも同様に妥当するとする。そのほかに、④の要素としては、Y1Y2が住宅の玄関に南京錠をかけていたことも、もっぱらAが上半身裸で出歩くなどの迷惑行為を予防するためのものであって、この事実を第三者への加害行為の防止に向けて監督義務を引き受けたかどうかの判断に当たって重視すべきではないとしている。

本判決では、これまでの判例とは異なり、単なる事実上の監督を越えてその

監督義務を引き受けたといえるかどうかが比較的詳細に検討されているが、それは、本件の加害行為が被害者の生命を奪うものであったことや、第三者に対する加害行為の切迫した具体的危険性までは認定できないとはいえ、Y1Y2に対する軽度とはいえないような暴力行為が頻繁に存在し、生命身体への侵害をもたらすこうした暴行行為が、いつ他者に向けられるかわからないという抽象的危険が存在する事案であることによるものではないかと推測される。

(3) 東京地判令和2年1月30日 LEX/DB インターネット文献番号 25584215 (以下、「令和2年1月判決」という)

本件は、X1 X2 (夫婦) が、Y からマンションの一室 (Z ビルの一室であり、X1 X2 以外の入居者はすべて Y の親族) を賃借して居住していたところ、同じマンションの一室に居住する Y の妹である A が、X らに加害行為を行なっているにもかかわらず、Y がこれに適切な対応をせず、また、A が X2 (妻) に対し暴行をしたとして、Y に対し、X1 は賃貸借契約における賃貸人の債務不履行に基づく損害賠償を求め、X2 は、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。本稿の検討課題に関連する X2 の請求の内容としては、Y が A の兄であり、かつ長男であって、A とは濃密な親族関係にあること、同居はしていないものの、車で5分程度、徒歩でも20分あれば通える同じ台東区内に居住していたものであり、両者には日常的接触が密にあり、Y が A の財産管理にも関与し、A の生活全般に関与していたこと、さらには Y が A による加害行為の存在を認識し、YA の母である B とともに A の監護に当たっていたことから、Y が A の法定の監督義務者に準ずべき者に当たると主張したものである。なお、A は本件暴行事件後、総合失調症と診断され、措置入院を経た後、Z ビルの1階にて居住を開始し、就寝するときは Z ビル2階の B の部屋にいる。

本判決において、Y が A の兄であり、X らに賃貸しているマンションの一室の所有者であり、同じ東京都台東区内に居住しているものの、Y 自身は右マンションを転居してから本件暴行までの14年間、A の居住する Z ビルに居住していないこと、A により郵便物が抜き取られているという X1 からの抗議を

受け、郵便受けのカギを交換し、Xらに対し1万円を交付したのはBであること、AがX2に対し、「黄色いスカートなんかはいて」といったことやAが大きな声を出していたことを、Bは認識していたものの、XらはB以外の第三者に対して抗議しておらず、X2がAに追いかけられたことはBにすら伝えられていないこと、Aが本件暴行以前に他者に対して暴行を加えていた事実はないことから、Yが、本件暴行より前にAが総合失調症であることを認識していたとはいえず、したがってYが、AがXらに対して何らかの加害行為をする可能性があることを認識していたとは評価できないとして、Yの準監督義務者性を否定したものである。

本判決では、YがAと同居していない点(⑤)と相まって、YがAの日常生活における問題行動を認識しておらず、Aが総合失調症であると診断されたのは本件暴行の後であった(③)ことから、第三者への加害行為の危険をYが見えできず、したがって回避可能性もないとして、準監督義務者性が否定されたものである。

(4) 東京地判令和3年9月16日LEX/DBインターネット文献番号25601338(以下、「令和3年判決」という)

事案は、A(当時50歳)が、路上にて面識のないXに対して、Xの右頬、右こめかみなどXの頭部に両手拳で30数発殴打する暴行(以下、「本件暴行」という)を加えたため、Xは本件暴行により顔面打撲の傷害のほか、心的外傷後ストレス障害を発症したとして、Aが本件暴行当時、総合失調症により責任能力を欠いていたことから、Aの父Y(当時82歳)に対して、民法714条1項類推による法定の監督義務者に準ずべき者として損害賠償を請求したものである。Aは、本件暴行以前から総合失調症を発症し、通院を継続していたものであり、Yは、Aと同居し、警備業に従事する傍ら、Aの総合失調症発症後も継続してAの監護に当たっていたことから、Xは、このようなYのAに対する関与の形態からすれば、YはAを単に事実上監督していただけでなく、Aが第三者に対して加害行為を加えるため現に監督を行うことによりAの監督義務を引き受けた者であり、民法714条1項の類推により法定の監督義務者

に準ずべき者であって、Yが同監督義務を怠ったことは明らかであると主張した。

本件では、Yが口頭弁論期日に出頭せず答弁書等も提出しなかったことから、Yが自白したものとみなされたため、Xの主張がそのまま認容され、Yの準監督義務者性について具体的検討が行われることはなかった。しかしながら、Aの症状や、当時Yが82歳と高齢であるのに対して、Aは50歳と体力差があることから、上記の令和2年5月判決との類似点を踏まえると、Yが一定の法的主張をしていれば準監督義務者性が否定された可能性はあったと思われる事案である。

#### (5) 大阪地判令和4年10月25日

本件は、統合失調症を発症していたY1が深夜に近隣住民宅に侵入して就寝中の一家4名を短刀で切りつけるなどしてAを殺害し、X2、X3、X4を負傷させた殺人及び殺人未遂事件に関し、被害者及びその親族であるX2～X4らが、Y1には、責任能力があり、Y1の母親であるY2には、Y1の他害行為を防止すべき注意義務に違反した過失があるとして、Y1とY2に共同不法行為責任を追及した事件である。以下では、判旨をそのまま紹介する。なお、事案の詳細については、判旨の中で大半が言及されていることから、本稿では省略する。ちなみに、本件犯行にかかる刑事事件の経緯については、大阪地裁にて、平成30年4月13日、Y1には、本件犯行当時、限定責任能力があったとした上で、住居侵入、殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪につき、懲役30年の刑に処する旨の判決が出されており、検察官、Y1の双方が大阪高裁に控訴したものの、令和元年5月20日、いずれの控訴についても棄却されたうえ確定している。

#### ア、判旨

(ア) Y1は、本件犯行当時、統合失調症に罹患し、妄想等の症状があったと考えられるが、本件犯行自体は、侵入方法の検索、各種道具の準備等、計画的かつ合目的に行われているし、統合失調症の症状のある中でなされた取調べにお

いて、Y1 が自己弁護のため、手の込んだ虚偽の供述をしていることが認められる。そうすると、Y1 は、本件犯行当時において、なお相当程度の是非善悪の判断能力及び制御能力を有していたものと認められるが、他方で、現行犯逮捕直後の Y1 の言動や本件犯行直前の Y1 の統合失調症の症状の程度が重篤な状態であったこと等を踏まえれば、限定責任能力の状態にあったとみるのが相当である。したがって、Y1 は、本件犯行につき、X2 ～ X4 及び亡 A に対し、不法行為責任を負うものと認められる。

(イ) Y1 は、本件犯行当時、統合失調症に罹患して限定責任能力の状態にある成人であったところ、X らは、Y1 と同居していた母である Y2 について、医療機関、保健所等への相談をするなどし、Y1 に適切な治療を受けさせ、他害行為を防止すべき注意義務に違反し、本件犯行を惹起した不法行為責任がある旨を主張するので、以下検討する。

a 統合失調症などの精神疾患を有する者が責任能力を有する場合であっても、当該精神障害者に対して監督義務を負う者の監督義務違反と当該精神障害者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認め得るときは、監督義務者について、民法 709 条に基づく不法行為が成立するものと解するのが相当である（最高裁昭和 47 年（オ）第 1067 号、同 49 年 3 月 22 日第二小法廷判決・民集 28 卷 2 号 347 頁参照）。

b もっとも、一般に、統合失調症などの精神疾患を有する成人については、同居の親であっても、その行動を監督し、行動の統制等を行うことには事実上、相当な困難を伴うものであり、監督義務者にかかる心身の負担は大きく、現に、平成 11 年法律第 65 号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 22 条 1 項において定められていた保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、上記平成 11 年法律第 65 号により廃止され、保護者制度そのものが平成 25 年法律第 47 号により廃止されていることにも鑑みれば、同居の親が、当然に、統合失調症などの精神疾患を有する成人に対する監督義務を負うということとはできない。他方で、このような成人の精神障害者の同居の親について、精神障害者の在宅治療の選択及び専門家の排除等の先行行為、精神障害

者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容等の予見可能性、同居の親の心身の状況及び精神障害者との関わりの実情等の監督可能性（結果回避可能性）がある場合には、単なる事実上の監督を超えてその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められ、その者に対し、当該精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるといえるから、精神障害者の同居の親の監督義務（注意義務）が認められ、さらに、当該監督義務違反と精神障害者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認め得るときは、その者について、民法 709 条に基づく不法行為が成立すると解するのが相当である。

（ウ）そこで、本件について、具体的事情に基づき検討する。

a Y1 の在宅治療の選択及び専門家の排除等の先行行為について

認定事実によれば、Y1 は、平成 26 年 12 月に統合失調症と診断されて医療保護入院となった後、薬物療法によって症状は落ち着き、任意入院に切り替えられたものの、平成 27 年 3 月、Y2 による入院費の滞納の問題も相まって退院することとなったこと、同退院に際し、F 病院は、Y2 に対し、訪問看護や精神保健福祉士の関与を何度も提案したにもかかわらず、Y2 は、これを拒絶し、Y1 の通院を前提に在宅治療を選択したことが認められるから、Y2 は、Y1 と同居する親として、Y1 について、F 病院への通院を前提に、自宅への看護師による訪問や、精神保健福祉士などの専門家の関与を拒否する形で、在宅治療を引き受けたといえることができる。そして、前記認定事実によれば、Y1 は、平成 27 年 4 月に在宅治療を開始してから、2 週間に 1 回の頻度で F 病院に通院し、同年 8 月からはデイケアも利用するなどし、症状としては一進一退の状態であったのに、約半年後の同年 10 月頃から怠業の傾向が顕著になり、約 1 年後の平成 28 年 4 月頃には、医師の指示もないまま治療自体を中断したこと、Y2 は、F 病院に通院するよう説得したが、Y1 が薬物が臓器をボロボロにするなどと述べて通院を拒否したため、それ以上の対応をしなかったことが認められる。以上によれば、Y2 は、Y1 につき入院治療に引き続いて統合失調症の通院治療の継続が必要であったにもかかわらず、Y1 と同居する親として、訪問

看護などの専門家の関与を自ら拒絶する一方で、Y1による通院拒否について、状況を改善し得る立場にありながら、そのまま放置していたと言わざるを得ないから、Y2において、Y1の在宅治療を選択しながら専門家の関与を排除するなどの先行行為があったというべきである。

b Y1の心身の状況や日常生活における問題行動の内容等の予見可能性について

Y1は、医療保護入院直前の時期には、被害妄想をもって、傘をもって通行人を追い回したり、女子高生を追いかけたりしていたことなどから、主治医は、強固な被害妄想・幻想到影響されて自宅内での家財道具や近隣住民を対象とした粗暴行為に発展していると評価していたこと、医療保護入院時には、興奮して激しく暴れていたこと、Y1は、医療保護入院時、護身用にナイフを携行していたほか、自宅内にも包丁を隠し持っていたこと、Y2において、Y1について医療保護入院から任意入院に切り替えるに当たり、Y1の外出について不安を訴えていたことが認められる。そうすると、Y1は、本件犯行以前には、凶器を用いて他人を襲うことはなかったものの、統合失調症による強固な被害妄想・幻想到影響されて他人に対する粗暴行為に及ぶこと自体はあったことから、病状の悪化によって、他害行為に及ぶ危険性は具体的に想定されるものであったというべきである。そして、Y1は、平成27年3月にF病院を退院し、在宅治療を開始したものの、同年10月頃から怠業の傾向が顕著になり、平成28年3月頃には、鉈、のこぎり、ナイフ、手斧、チェーンソー、混合ガソリン、日本刀の短刀、ガスバーナーといった護身用とは到底考えられない凶器等を大量に購入して自室に保管するようになっていったこと、Y2も、同月頃、Y1が鉈を自室に保管している事実については認識していたこと、同年8月頃から、Y1に「こら、おい、お前なんやねん。ええ加減にせい。」などと大声を上げるなどの奇行が出現したことから、Y2においても、Y1の統合失調症の症状が再燃し、妄想の症状が出ていることを認識し、ナイフを用いて家財に傷を付けていることも認識していたこと、Y2は、同年9月までに、Y1が在籍していた定時制高校からの連絡により、Y1が同年7月中旬から欠席していることを知るとともに、洗面所を水浸しにする等、医療保護入院前の奇行と共通点があつて



Y1の病状が悪化していることに懸念を覚えたことがそれぞれ認められる。そうすると、Y1については、遅くとも同年9月末日の時点において、統合失調症の病状が悪化して幻覚妄想状態が再燃していたというべきであるから、このようなY1の病状に照らし、客観的に第三者に危害を加える危険性は切迫していたとみるべきであるし、Y2においても、このようなY1の病状の悪化を認識していたことに加え、合理的な理由なく鉈を自室に保管し、ナイフを用いて家財に傷をつけていることを認識していたのであるから、第三者に危害を加える危険性が切迫していることは認識し得たというべきである。

c Y2の心身の状況及びY1との関わりの実情等の監督可能性（結果回避可能性）について

Y2は、事件当時、自宅の1階で居酒屋を経営しながら、当時24歳のY1と当時18歳のDと同居して、同人らを扶養ないし監護養育していた一家の支柱であり、他方で、Y1は、実父と養父とは長年没交渉であり、高校1年生の頃からの大半の期間について自宅での引きこもりの生活を続けていたことが認められるから、Y1は、経済的にも生活面でもY2に依存している状態であったといえることができる。また、Y1は当時24歳の男性で体的には被告に勝っていたものの、Y2は、事件当時47歳と壮年期にあり、自宅で居酒屋を営む健康状態にあったこと、約束を守らないY1に対し、「約束をことごとく守れない場合は同じ場所には居れません。初めの約束を覚えていますか？」などとLINEアプリでメッセージを送信するなど、精神的にも優位な状態にあったものとみるのが相当である。そうすると、Y2は、Y1と同居する親として、Y1を監督することにつき特段の支障があったものといえることはできない。また、Y1の統合失調症については薬物療法によって症状が改善しているのであるし、治療を再開することに対するY1の反発等が懸念されるとしても、F病院は、従前からY1の治療に関し、Y2に訪問看護や精神健康福祉士の関与を提案していたのであるから、Y2が、Y1の病状をF病院に伝えて相談をすれば、同病院における医療保護入院での治療再開を含め、そのようなY1の反発を避けて円滑に治療を再開させるために専門家の関与を受けることも容易であったというべきである。

#### d 小括

以上によれば、Y2は、Y1につき入院治療に引き続いて統合失調症の通院治療の継続が必要であったにもかかわらず、Y1と同居する親として、訪問看護などの専門家の関与を自ら拒絶する一方で、Y1による通院拒否について、状況を改善しうる立場にありながら、そのまま放置していたと言わざるを得ず、かつ、平成28年9月末日の時点で、Y1の病状が悪化し、第三者に危害を加える危険性が切迫していたことの予見可能性、医療機関によるY1に対する治療の再開のための措置を講じることについての監督可能性（結果回避可能性）に欠けることもなかったというべきであるから、Y2には、同日の時点において、Y1の病状をF病院に伝えて相談をするなどし、Y1に適切な治療を受けさせ、他害行為を防止すべき注意義務を負っていたものと認められる。にもかかわらず、Y2は、Y1の病状の悪化を認識しながらこれを放置していたと言わざるを得ないから、上記注意義務の違反があったと認められる。

#### (エ) 注意義務違反と他害行為との相当因果関係（結果回避可能性）について

Y1は、平成26年12月にF病院において統合失調症との診断を受けて医療措置入院し、約3か月間の入院治療を経て平成27年3月に退院した後も、約1年後の平成28年3月に治療を自己中断するまでは、同病院において通院治療を受けていたこと、同病院は、同居する母のY2に対し、何度も訪問看護や精神保健福祉士らによる訪問を勧めていたが、Y2において被告自宅への介入を拒否していたことが認められる。そうすると、Y2において、同年9月末時点で、Y1の病状が悪化していることをF病院に伝えて相談していれば、同病院において、再度の医療保護入院の検討も含めて治療の再開に向けた支援をとり得たというべきであるし、少なくとも、その過程で、Y1が自室に保管していた大量の凶器が発見されて、本件犯行は阻止された蓋然性が高いというべきであるから、Y1の他害行為の結果発生の回避可能性は高かったと言わざるを得ない。したがって、Y2が、同年9月末日の時点で、Y1の病状をF病院に伝えて相談をするなどし、Y1に適切な治療を受けさせ、他害行為を防止すべき注意義務に違反したと、Y1の他害行為との間には、相当因果関係が認

められる。

(オ) a Y2は、Y1の退院に際し、自宅への訪問看護等を拒絶したのは、訪問看護についての費用負担の過重に加えて、自宅を訪問されることによってY1の精神的安定が阻害されることを恐れての判断であって、Y1の監護を引き受けたものと評価すべきではない旨を主張する。しかし、Y1の退院までには、社会福祉協議会の貸付けが決定していたことに加え、Y2自身が、訪問看護師等が自宅に立ち入ることによる店の経営への影響等を懸念していたこと、F病院は、Y1の病状をも考慮して訪問看護師等の関与を繰り返し勧めていたことが認められるから、Y2が訪問看護師等の訪問の拒絶についてやむを得ない事情があったものと評価することはできず、上記主張を採用することはできない。なお、Y2は、入院費の滞納を巡る対立があったことから、F病院のカルテの記載は事実が歪められて記載されている可能性がある旨も主張するが、そのことを認めるに足りる的確な証拠はない。

b Y2は、Y1の医療保護入院前の症状について、実際に凶器をもって第三者を襲ったような事実は一度もなく、医療保護入院時もナイフを携帯していたもののナイフを用いて暴れたものではなく、第三者に危害を加える危険性の兆候はなかったものであり、本件犯行に至る他害行為の危険性は予見できなかった旨を主張する。しかし、Y1は、強固な被害妄想・幻想に影響され、実際に通行人に対して傘をもって追い回すなど近隣住民を対象とした粗暴行為に及んでいたのであるし、Y2自身、Y1の医療保護入院から任意入院への切り替え時にはY1が外出することに不安を訴え、Y1が退院するに際しては、自室内に凶器等がないか確認するなどしていたのであって、この点に関するY2の主張は採用することができない。

c Y2は、平成28年3月にY1が鉈を所持していたことについて、Y1から、趣味のサバイバルゲームで使用する旨を説明されて所持を容認したにすぎず、Y1の他害の危険性を想起させるものではない旨を主張する。しかし、上記鉈をサバイバルゲームで使用すると説明されたということ自体、本件犯行に係る刑事事件記録からうかがわれる同刑事事件でのY2の供述内容とおおよそ異なっ

ているし、Y1は、平成22年にIに誘われてサバイバルゲームに参加したことは認められるものの、その後に屋外でサバイバルゲームに参加していた形跡は全くないのであって、平成28年3月の時点で鉈を所持している理由として、このような説明を受けて納得したということ自体不自然であり、この点についてのY2の主張は採用することができない。

d Y2は、本件犯行直前の時期も、Y1がアルバイトを続けているものと認識しており、他害行為の危険性を予見できなかった旨を主張する。しかし、Y2は、平成28年9月29日の時点で、それまでY1が通学していると思っていた定時制高校を同年7月中旬から欠席している事実を上記高校からの連絡で知らされていたのであり、アルバイトだけ続けていると考えた具体的な事情は何ら明らかでなく、この点に関するY2の主張は採用することができない。

e Y2は、本件犯行前に医療機関に相談するなどしても、Y1について直ちに医療保護入院になったかどうかは不明であり、本件犯行がされることを回避できなかった旨を主張する。しかし、Y2が本件犯行直前の時期におけるY1の症状を的確にF病院に伝えて、訪問看護や精神保健福祉士による家庭訪問の受入れを含め、F病院の支援を適切に受ければ、少なくともY1が自室に保管していた鉈のほか、のこぎり、ナイフ、手斧、チェーンソー、混合ガソリン、日本刀の短刀、ガスバーナー等の凶器の所持が明らかになるなどして、本件犯行が防止されていた可能性も相当程度に考えられ、同病院において、再度の医療保護入院の検討も含めて治療の再開に向けた支援をとり得たというべきであるから、この点に関するY2の主張は採用することができない。その他、Y2は、本件において、Y1の他人に危害を加える切迫した危険性を認識し得えなかったこと、Y1の他害行為の防止のために現実的に取り得る合理的な措置が存在しなかったことを示す具体的な事情について、何らの証拠を提出しない。以上の諸事情を総合的に考慮すると、Y2は、平成28年9月末日の時点において、Y1の病状をF病院に伝えて相談するなどし、Y1に適切な治療を受けさせ、Y1の他害行為を防止すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、何らの対応をせず、上記注意義務に違反したものと認められる。そして、上記注意義務違反とY1の他害行為との間には相当因果関係が認められるから、Y2は、

Y1の本件犯行について、共同不法行為責任を負うといわざるを得ない。

#### イ、分析

本判決は、成人で精神疾患を有する加害者 Y1 の責任能力を認めたため、同居の母親 Y2 の民法 714 条責任が問題とならなかったという意味では、これまで紹介してきた民法 714 条に関する一連の下級審判決とは異なる。しかしながら、本判決では、Y1 の民法 709 条責任とは別に、Y2 の監督義務違反を理由とする民法 709 条責任の成否が争われている。そして、本判決は、責任能力のある未成年者のした不法行為について親権者に民法 709 条責任を問えるとする最判昭和 49 年 3 月 22 日を引用して、同居の母親の監督義務違反と精神障害者の不法行為により生じた結果との間に相当因果関係があれば民法 709 条責任が成立しうるとしながらも、未成年者とは異なり、精神疾患を有する成人の監督は困難で、同居の親であるからといって当然に監督義務があるとはいえないとして、そもそも Y2 に監督義務があるといえるかどうかを事案に即して具体的に判断しているのであるが、この判断にあたって、表現は若干違うものの、平成 28 年判決の準監督義務者性の判断枠組みが用いられているのである。

そこで、本判決においても、平成 28 年判決の③から④の考慮要素について具体的にどのような検討が行われたのかを分析してみたい。

本判決では、最初に、「在宅治療の選択及び専門家の排除」という要素について検討されている。この要素は④の具体化として令和 2 年判決で新たに登場したものである。本判決は、Y1 が医療保護入院となった後、任意入院に切り替えられたものの、入院費の滞納も相まって退院することになった際、病院側から訪問看護や精神保健福祉士の関与を何度も提案されたにもかかわらず、Y2 はこれを拒絶していることから、Y2 は専門家の関与を拒否する形で在宅治療を引き受けたものと評価している。そして、退院後も通院治療や投薬の継続が必要であったにもかかわらず、Y1 による通院拒否や怠薬について、Y2 が状況を改善しうる立場にありながらこれを放置しているという「先行行為」があったと認定している。「先行行為」という言葉は令和 2 年判決には存在せず、また、この言葉がいかなる意味で用いられているのかは判旨からははっきりしないも

の、精神障害者による他害行為の発生に寄与するとみられる、他害行為以前に存在する監督義務者自身の落ち度という意味合いで用いられているように読み取れる。そこで、令和2年判決の事案を前提にしてこの「先行行為」があったといえるかどうかを検討してみると、この事案でも両親が加害者の退院を希望しているものの、母親が元介護士であることや、事件が起きるまでの両親による在宅治療について何らの問題も指摘されておらず、また専門家の関与を排除しているような事情もないことから、在宅治療における両親の懈怠は基本的には認められず、先行行為はないと評価されることになるものと思われる。

次に、⑥の要素として、Y2が同居の母親であること、Y1が経済面でも生活面でもY2に依存していたこと、日々のコミュニケーションからY2が加害者に対して精神的に優位であったことがうかがわれることなどから、Y2がY1を監督可能な状態にあったと認定している。なお、この監督可能性は要素④の認定如何によっては減じられる可能性があるが、事件当時、Y2が47歳であり、自宅で居酒屋を営もうる健康状態であったことが確認されており、本件ではY2の心身の状況により監督可能性が減じられることはなかった。

他方で、③について、Y1は本件の犯行以前は他人を襲うことはなかったものの、総合失調症による強固な被害妄想・幻想に影響されて他人に対する粗暴行為に及ぶこと自体はあったから、病気の悪化による「他害行為の危険性は具体的に想定可能」であったとした上で、護身用とは到底考えられない凶器等を大量に購入して自室に保管するようになっていたこと、大声を出すなどの奇行の出現やナイフで家財道具を傷つけるなどの妄想の症状の出現、洗面台を水浸しにするなど医療保護入院前の奇行と共通点があって症状悪化が懸念される状況にあったこと、これらの状況をY2は認識していた（凶器の保有については鉈についてのみ認識）ことから、犯行の半月前である9月末日の時点では総合失調症の症状が悪化して幻想妄想状態が再燃しており、「客観的に第三者に危害を加える危険性は切迫していた」とみるべきであるし、その切迫した危険性をY2も認識しえたとしている。そして、Y2がこの時点で加害者の症状が悪化していることを病院に伝えて相談していれば、円滑に治療を再開させるために専門家の関与を受けることも容易であったとして、Y2には結果発生の回避

可能性があったものとしている。

以上の事情から、Y2には、加害者に適切な治療を受けさせ、他害行為を防止すべき注意義務（監督義務）があり、右注意義務の違反も認められている。そして、Y2が9月末日の時点で加害者の病状を病院に伝えて相談していれば、治療再開に向けた支援を取りえたし、少なくともその過程で、加害者が自室に保管していた大量の凶器が発見されて本件犯行が阻止された蓋然性が高いとして、母親の注意義務違反と加害者の他害行為の間には相当因果関係があるとされたものである。

本判決においても、これまでの下級審判決と同様に、同居の親であり、物理的・精神的に監督可能性があること（⑥）を前提として（①要素による監督可能性の低減なし）、加害者の従前の問題行動から他害行為の危険性の有無（③）を判断している。もっとも、これまでの下級審判決の事案とは異なり、本件では、加害者による他害行為の「具体的」危険性が現存し、かつ他害行為の危険性が「切迫」しており、しかもそうした状況を同居の母親が認識していたことから、母親が病院に相談する等、適切な行動をとっていれば「結果を回避できた蓋然性」がかなり高かったといえる点に特徴がある。しかも、他害行為の危険性の増幅は、母親が「在宅治療を選択し、専門家による関与を排除」したことにも原因があるケースであった。こうした事情の特殊性を踏まえれば、責任能力のある精神疾患を有する成人のした不法行為であっても、それについて同居の母親に一定の責任を認める本判決の結論は妥当であるといえよう。

そして、こうした事情の特殊性が、本判決と同じく被害者を死亡に至らしめた事案であり、かつ両親が在宅治療を選択している令和2年判決との間で、結論を分ける原因の一つとなったものと思われる。令和2年判決の事案では、加害者の暴力行為がもっぱら両親に向けられたものであって、それが他者に向かうことが全くないとはいえないという意味では他害行為の危険性はあるものの、あくまで抽象的危険にとどまるものであり、かつ事件前に他害行為の危険性が切迫しているような事情も存在しない事案であった。そのほかに、両者の結論を分ける原因となった事情として、令和2年の事案でも両親が在宅治療を選択しているが、専門家の関与を排除していたような事実は何ら認定されてい

ないことが挙げられる。むしろ、これまで繰り返されてきた医療保護入院はその多くが両親から病院や警察に援助を求めたことが契機となっていることが認定されており、他害行為の具体的危険性が生じれば両親が専門家の関与を自発的に求めることが想定できる事案であった。

#### 4. 判例分析からうかがわれる「準監督義務者」該当性の判断構造

平成28年判決以降に出された成人の精神障害者がした他害行為に関する下級審判決から、ある人が「準監督義務者」に該当するかどうかの判断枠組みは、おおむね次のように整理することができる。

準監督義務者に該当するためには、その者が加害者たる成人の精神障害者に対して「監督可能性＝結果回避可能性」を有することが求められる。そして、監督可能性は、抽象的監督可能性と具体的監督可能性という二つのレベルで判断がなされており、後者の判断は実質的には該当者の監督義務違反の認定判断とほとんど重複する内容となっている<sup>(6)</sup>。

---

(6) 責任無能力者の家族の責任を考えるにあたって、第1に、損害結果についての一定の者の結果答責性を基礎づける事情があるかどうかを検討するレベル（結果答責性）と、その上で第2段階として、この者がそもそも、また、いかなる基準によって責任を免れるのかを検討するレベル（責任の排除）の2段階を区別して考えるべきであるとする見解が示されている（長野史寛『「家族の責任」に関する覚書』中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』（2020年）158頁以下）。この見解によれば、結果答責性は、あくまである者が一定の損害リスクにつき管轄を有し、したがってその者の責任が少なくとも問題となりうるにとどまり、その者が必要な注意を尽くしたがゆえに免責されるかどうかは、責任の排除の段階において初めて問題になるとする。そして、結果答責性の検討においては、危険源の支配可能性や利益獲得（危険源から利益を得ているという事情）といった要素が考慮され、責任排除の検討においては、責任の期待可能性（加害の具体的予見可能性）、被侵害権利の重要性、結果答責性を基礎づける要素の強さ（危険の程度、利益獲得の程度、付保可能性など）の要素が考慮されるとする。筆者の見解における抽象的監督可能性と具体的監督可能性は、結果答責性と責任の排除に相当するように思われる。



まず、抽象的監督可能性は、準監督義務者性を判断する対象となる人物（仮に「甲」と呼ぶ）が、加害者たる精神障害者（仮に「乙」と呼ぶ）を物理的・精神的に監督支配できる環境にあるのかという観点から客観的に判断されるものであり、平成28年判決が挙げた⑥の要素がこれに当たる。⑥の要素のうち、結果発生を物理的に回避可能とするための不可欠の要素として同居の有無が位置付けられているようであり、今のところの下級審判決では、同居していない者が準監督義務者と認定された例はない<sup>(7)</sup>。同居者となると一般的には親族となるが、責任能力のない成人の精神障害者のうち、先天的な精神疾患に由来する場合には親に扶養されていることが多いから、同居者は親となることが多いであろう。他方で、後天的な精神疾患に由来する場合、典型的には認知症のような場合には、配偶者や子が同居者となるだろう。同居の事実に加えて、経済面・生活面での依存度の高さや親子という身分関係から生じる優位性の存在は、精神的な意味での監督可能性を肯定する客観的事情となる。

抽象的回避可能性のないところでは、初めから乙が他害行為をしないよう何らかの回避行動をとることを甲に期待できないことから、このレベルで準監督義務者性が否定されるケースも多い。例えば、平成28年判決の長男や、令和2年1月判決の兄、同居する母親であっても、乙が経済面や精神面で自立している平成30年判決は、抽象的監督可能性がないことから責任が否定されているものと考えられる。もっとも、抽象的監督可能性が認められる場合であっても、①の要素、すなわち甲の年齢や心身の状態、乙との年齢差などから監督可能性は低減することもある。②の要素は、平成28年判決の配偶者、令和2年判決の両親、また具体的判断がなされていないものの、令和3年判決の父親に認められるものであるが、この要素の存在は単体で抽象的監督可能性を否定するものではなく、あくまで次に検討する具体的監督可能性に影響を及ぼす要素

---

(7) 乙と同居していない甲の監督可能性が問題となる場合として、甲が乙と同居する別の者に監督を委ねるケースが考えられるが、そのような場合には実際に同居し監督する者の責任が直接問われることになるものと思われることから、同居は必須の要素になっているといえるだろう。

として位置付けられているようである。

次に、具体的監督可能性では、㉔と㉕の要素を中心に㉖の要素も加味しながら、当該事案の具体的状況において、甲が乙の他害行為を回避することが現実期待できる者であったかが判断される。その際には、乙の心身の状況や日常生活における問題行動の状況を詳細に検証して、乙が他害行為に及ぶ危険を甲が予見可能であったこと、とりわけ他害行為が行われた当時において、他害行為の危険性が切迫しており、これを甲が認識しえたことが要求されている。また、乙について他害の抽象的危険が認められる状況下で、甲が専門家のアドバイスに反してあえて在宅治療を選択し、かつ専門家による治療への関与を拒否した場合、在宅治療における甲の監護・介護の懈怠が乙の症状の悪化をもたらし、他害の具体的危険性を発生・増幅させたとして評価できる場合には、乙の他害行為の原因に寄与する「先行行為」があったものとして、監督義務者性が肯定されると同時に監督義務者責任が肯定されるようである。

もっとも、令和4年判決の考え方によれば、在宅治療下にある乙が他害を行う具体的危険があること、そしてその危険が切迫していることを甲が認識している場合でも、専門家による支援を排除していると評価できるような特段の事情が認められない限り、甲が準監督義務者として責任を問われることはないものと思われる。なぜなら、令和4年判決も指摘しているように、専門家による支援を継続的に受けることにより、乙による他害行為を誰かが何らかの形で回避できる蓋然性は高くなるからである。したがって、抽象的監督可能性ならびに具体的監督可能性が肯定され、準監督義務者に当たるとされた者であっても、切迫した危険に対応すべく専門家に相談する等の結果回避行動をとったと評価される場合には、なお監督義務に反しているとは評価されない場合があるということになる。

以上に整理した判断枠組みによれば、準監督義務者と認定される可能性があるのは基本的には同居の家族ということになるものの、家族に準監督義務者としての責任を問う前提として、その者の心身の状態から監督能力の限界を考慮に入れたり、他害行為の具体的危険が切迫し、かつ家族がそれを認識していることを要求したり、家族が日常的な監護・介護において専門家の支援を適切に

受けている限りは監督義務違反の責任を問わないなど、成人の精神障害者の監護・介護について同居の家族に過度な負担がかからないような配慮が強くなるかがわれ、結果として家族が準監督義務者と認定されるためのハードルは相当高いものになっている<sup>(8)</sup>。また、この傾向は、責任能力のある成人の精神障害者が他害行為を行った場合に、同居の家族に対して民法709条に基づいて監督義務違反の責任を追及するという構成をとった場合にも、同様にみられるものである。ここから、精神障害者の責任能力の有無にかかわらず、民法714条1項の類推適用、民法709条のいずれを根拠とする法律構成によっても、成人の精神障害者のした他害行為については、結局のところ被害者は誰からも賠償を得られないのではないかという危惧は現実化しているといえ、このような場合の被害者救済の在り方を真剣に考えていく必要がある<sup>(9)</sup>。

- 
- (8) 同居の家族に重い責任を負わせることは、予防的に精神障害者を入院させておくのが無難とする判断につながり、精神障害者の地域や在宅での生活の支援の妨げになることや(久保野恵美子「精神保健福祉法と民法714条」精神医学54巻2号(2012年)140頁)、責任無能力者を免責する代わりに同居の家族に責任を負わせることは、同じ家庭内での損害の積み替えにすぎず、責任無能力制度の趣旨が事実上潜脱されるとの指摘がされている(林誠司「成人の責任無能力者に関する監督者責任の研究序説」大塚龍兄先生古稀記念論文集刊行委員会編『民法の課題と展望』(2018年)572頁)。平成28年判決以降に出された判例にみられる、家族に責任を課することに慎重な傾向は、「入院医療中心から地域生活中心へ」を基本原則とする精神保健福祉の理念的変遷に沿うものであり、妥当であると考えられる。
- (9) 被害者救済の在り方に関する私見については、久須本かおり「認知症の人による他害行為と民法714条責任、成年後見制度」愛知大学法学部法経論集第203号(2015年)145頁以下、久須本・前掲注(1)・218頁、同・前掲注(2)・172頁以下。その他、責任無能力者のした他害行為への法的対応について論じたものとしては、久須本・前掲注(2)・172頁以下に引用の文献のほか、中原太郎『『代位責任』の意義と諸相－監督義務者責任・使用者責任・国家賠償責任』論究ジュリスト16号(2016年)41頁以下、林・前掲注8・560頁以下、田中洋「ドイツにおける衡平責任(Billigkeitshaftung)－責任無能力者による加害行為への法的対応」中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』(2020年)125頁以下、などがある。

## 5. 令和4年判決のもたらす影響

筆者は、以前に別稿にて、平成28年判決は次に示すような意味において民法714条責任の構造的転換をもたらすものであることを指摘した<sup>(10)</sup>。従来の判例・学説によれば、成人の責任無能力者のした他害行為について、民法714条1項に基づく責任を負う者は保護者や後見人のように一定の法的地位にある者に定型化されていたところ、平成28年判決は、そうした法的地位から自動的に監督義務者と位置付けることは適切ではないとしたうえで、ある者が法定の監督義務者に準ずべき者に該当するかどうかは、諸般の事情を考慮して個別具体的に判断すべきであるとする解釈論を提示した。これにより、ある者が法定の監督義務者に該当するという個別具体的事情は原告が主張立証しなければならないことになったわけである。他方で、民法714条1項では、監督義務の懈怠に関する主張立証責任は監督義務者の側にあり、かつ監督義務者の過失は、責任無能力者の行動について一般的に日常の監督を怠らなかったことを意味すると解されてきたことから、責任無能力者の違法行為があると、監督上の過失が事実上推定されてしまい、これを覆すことがきわめて困難であったため、これまでは、ある者が監督義務者であることさえ証明できれば（その証明すら、監督義務者が定型化されていたために、ほとんど困難を伴わなかった）、被害者はその者にほぼ確実に民法714条責任を追及することができた。しかしながら、平成28年判決以降は、ある者が準監督義務者に該当するかどうかの主張立証責任は被害者に課されることになったことに加えて、準監督義務者性の認定そのものが、責任無能力者の他害行為についての予見可能性や結果回避可能性をも考慮要素としているがゆえに、ある者の準監督義務者性が認定されると同時に、その者に監督上の過失があったことが事実上推定されてしまうことになった。したがって、準監督義務者性に関する主張立証責任を被害者に課すことは、結局のところ、監督義務懈怠の主張立証責任をも被害者に課しているの

---

(10) 久須本・前掲注(1)・214頁以下。

と変わらず、これはつまり、過失の主張立証責任を被害者に負わせる民法709条責任と何ら変わらないものになってしまったことを意味するものである。

加えて、本稿で取り上げた令和4年判決は、責任能力のある成人の精神障害者のした他害行為について、同居の親の民法709条責任が問われた事案であるものの、そこでなされた同居の親が監督義務を負うかどうかに関する具体的判断は、平成28年判決の準監督義務者性の判断と内容的にはほぼ変わらないものであることが明らかとなった。そうであれば、成人の精神障害者のした他害行為については、加害者本人の責任能力の有無にかかわらず、その者を監督すべきだと考えられる者に対して民法709条で責任を問えばよいのであって、もはや民法714条に依拠する必要はないと言わざるを得ない。成人の責任無能力者に関しては、民法714条1項の法定の監督義務者の不在とも相まって、民法714条の存在意義はもはや風前の灯である。

他方で、令和4年判決において、被害者が、加害者本人に責任能力があるにもかかわらず、その同居の母親に対して民法709条責任を追及したのは、加害者本人に賠償資力がなくことによるものであると思われるところ、同判決は、恐らくは賠償資力の欠如という点で責任能力のある未成年者のした不法行為と問題状況が共通するとの認識のもと、責任能力のある未成年者の親の監督義務違反について民法709条責任を認めた判例に依拠する形で、同居の母親の監督義務違反に基づく民法709条責任を認めるものである。未成年者と成人の精神障害者とは、監督可能性の難易度が異なる（未成年者の方が監督が容易）ことは一般に指摘されているところであるが、とはいえ結局は当該未成年者の性格や親との関係性、未成年者本人が経済的に自立しているかどうかなど、個別具体的事情によることになるから、特に責任能力のある未成年者に関しては、成人の精神障害者との処遇の違いを一般定型的に正当化することは難しいように思われる。そうすると、令和4年判決が、責任能力のある精神障害者のした他害行為について、同居の母親の監督義務違反を理由とする民法709条責任を認めるべきかどうかについてした詳細な総合考慮は、責任能力のある未成年者がした不法行為について親の民法709条責任を問う場合にも同じように行われるべきであるということになるのではなからうか。さらに言えば、未成年者に

関しても、責任能力の有無にかかわらず、民法 709 条に基づいて親の責任を問えばよいのであって、責任能力のない未成年者についてのみ 714 条に依拠することの積極的意義（714 条の存在意義）がなお正当化できるかという点も問題となろう<sup>(11)</sup>。これら点については、本稿では検討する準備がないことから、他日を期したい。

---

(11) 久須本かおり「責任能力を欠く未成年者の不法行為と民法 714 条の監督者責任」  
愛知大学法学部法経論集 204 号（2015 年）126 頁以下参照。

成人の精神障害者による他害行為と準監督義務者の責任

判断項目		最判平成 28 年 3 月 1 日		京都地判平成 30 年 9 月 14 日	福岡高判令和 2 年 5 月 27 日 (原審：大分地判令和元年 8 月 22 日)	東京地判令和 2 年 1 月 30 日	東京地判令和 3 年 9 月 16 日	大阪地判令和 4 年 10 月 25 日
a	監督者の生活状況や心身の状況	抽象的監督可能性 85 歳。左右下肢に麻痺拘縮があり要介護 1 の認定。		50 代	79 歳と 74 歳。加害者から度重なる暴行を受けていた。父親は保護者に選任されていた。		82 歳。警備員。	47 歳。自宅で居酒屋を経営。
	精神障害者との親族関係の有無や濃淡	妻	長男	母親	両親	兄	父親	母親
b	同居	○	× (20 年以上)	○	○	× (14 年以上)	○	○
	日常的な接触の程度	○	× (事故直前の時期でも 1 か月に 3 回程度の訪問)	○	○	× (問題行動の存在を知らない)	○	○
	財産管理の関与	×	○	×	○	×	○	○
c	精神障害者の心身の状況	91 歳。アルツハイマー型認知症。見当識障害や記憶障害の症状あり。要介護 4 の認定。		30 歳。脳挫傷を原因とするてんかん。抗てんかん薬の処方を受け医師に運転しないように指示されており、発作を起こし意識障害が生じることが何度もある。	42 歳。総合失調症。精神発達遅滞 (中等)。これまで医療保護入院を繰り返している。	総合失調症 (事件後に診断)	50 歳。総合失調症。	24 歳。総合失調症。
	日常生活における問題行動の有無・内容	一人ですべて外出して行方不明になったのは過去 2 回 (いずれも数時間で発見)。		運転してはいけなさいといわれながら運転を継続。発作後も、母親に反対されたにもかかわらず免許の更新。	他害行為は 18 歳の時以来なし。両親に対する暴行は頻繁かつ重症 (骨折) に至る場合もあり。深夜に大声を出す、部屋の壁をたたき、廊下を走る、非常ベルを鳴らす、上半身裸でうろつく、など。被害者に不満を抱いていたものの暴力行為の前歴なし。	郵便物を抜き取る。大声を出す。暴言を浴びせる。追いかける。		被害妄想がひどく、傘をもって近隣住民を追い回すようになったため、医療保護入院。退院後も通院して投薬治療を続け、デイサービス利用するようになったものの、症状は一進一退。事件 7 か月前には通院・通所・服薬を拒否。

④	事故当時の状況	具 体 的 監 督	福祉施設から帰宅後、妻がまどろんで目を閉じている隙に外出。	事故の1か月前には、てんかん薬を服用したにもかかわらず意識障害を伴う発作を立て続けに起こし、服薬ではてんかん発作を抑制できていない状況。医師からいつてんかん発作が起きてもおかしくない旨告げられていた。	特に精神不安定な様子ではなかった。			大量の凶器を自室に保管(鈍の所持のみ母親は認識)、自室で毎日怒鳴り声をあげる、家の内装をナイフで傷つける、洗面所の水浸しにする(医療保護入院前の奇行と共通)など。
	監督や介護の実態	可 能 性	長男の妻に補助してもらいながら実施。	介護の話合いに参加。自分の妻を近所に住まわせて介護の補助。月に3回程度週末の訪問。	病院に付き添うなどして病状を把握し、発作についても認識していたが、本人の発言から勤務先に症状を伝え自動車運転業務から外してもらえたものと認識していた。	母(元介護士)が監護。一人で外出できないように鍵をかけている。普段は母親と二人で散歩に出かけるが、精神的に安定しているときは一人での外出(10分から20分)を許可することもあり。	母親や親族が同じマンションに住居しているものの、いずれも同居していない。	継続的に看護
	在宅治療の選択	先 行 行			施設入所を勧められるも、施設の評判が良くないことや、本人の肝臓病への対応が困難になることを理由に拒否。医師が入所を勧めた理由は両親への暴行への心配から。			治療費の長期間滞納により退院して通院治療に切り替えたが、退院後は診察への同席や医師との意見交換を行わなくなった。急業や通院拒否を放置。
	専門家の排除	為			専門家の関与を排除しているような事情なし。			病院からの訪問介護や精神保健福祉士による家庭訪問の利用の提案に対して、自宅への訪問介護等を固辞。
	損害の種類		経済的損害	生命侵害	生命侵害	負傷	負傷	生命侵害